

「福岡市児童発達支援事業の試行・検証事業」の開始について（お知らせ）

この度、福岡市において「福岡市児童発達支援事業の試行・検証事業」が開始されたことに伴い、令和4年7月1日から、福岡市内に新たに2か所の「児童発達支援事業所」が開設される運びとなりましたので、参考としてお知らせいたします。

事業の概要

この事業は、福岡市において、障がいのあるお子さんとその保護者が幼稚園や保育園に通園しながら支援が受けられる体制（並行通園）を充実させるため、サービスの質の確保が可能な事業所を設置する仕組みを試行し、検証するモデル事業です。

※モデル事業の詳細は、福岡市のホームページに近日中に掲載予定です。

福岡市のトップページから、[福岡市児童発達支援事業 試行・検証](#) で検索できます。

1 モデル事業の利用対象等

居住地	福岡市在住（福岡市外在住は利用不可）
障がい種別	主に発達障がいがあるお子さん
対象年齢	原則3歳～5歳児
母集団	幼稚園・保育園等に通園しているお子さん（認定こども園等も可）
支給量（受給者証）	月10日（上限）
その他	・他の「児童発達支援事業所」、「児童発達支援センター」との併用はできません。 ・療育センター（あいあい・西部・東部）の療育を受けながら利用することはできません。

2 設置予定の事業所について

運営法人名	(株) LITALICOパートナーズ	(株) スマイルプレゼンツ
事業所名	LITALICOジュニア福岡中央教室	SMAPRE HOP
所在地	中央区高砂1丁目2-4-201	中央区福兵1丁目7-14
開所日等	平日 14:00～17:30 土日 10:00～16:15	月・水・木・金・土に開所 9:00～18:00
問合せ	TEL:092-525-7686 FAX:092-525-7687	TEL:092-791-3067 FAX:092-791-6167

※現在、療育の頻度や時間など、各事業所にて準備・調整中の内容も多いため、詳細は、各事業所に電話でお問い合わせいただくか、各事業所のホームページにてご確認ください。

3 問合せ

(1) モデル事業について

福岡市こども発達支援課 障がい児支援係 TEL:092-711-4178

(2) 設置予定の事業所の詳細について

2 に記載の各事業所に直接お問い合わせください。